

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

### 広島県人事委員会規則第二十七号

#### 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>（趣旨）</b> 第一条 この人事委員会規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号。以下「条例」という。）第二条、第二十一条の三から第三条まで、第八条、第十条、第十三条、第十四条第二項及び第三項並びに第十六条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第二条 条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する非常勤職員 イ・ロ（略） ハ 一週間の勤務日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第三条第二項若しくは第四条の規定又は同条例第十七条第一項の規定により短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）第三条の規定を基準としてこれに相当するものとして任命権者が定める規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で</p>	<p><b>（趣旨）</b> 第一条 この人事委員会規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号。以下「条例」という。）第二条、第二十一条の三から第三条まで、第八条、第十条、第十三条第二項及び第十五条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第二条 条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。第三条、第三条の二、第五条及び第六条において同じ。）以外の非常勤職員とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する非常勤職員 イ・ロ（略） ハ 一週間の勤務日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第三条第二項又は第四条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この号において同じ。）が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員</p>

一年間の勤務日が百二十一日以上である  
非常勤職員  
二・三 (略)

二・三 (略)

(条例第十三条の人事委員会規則で定める職員)

第十条 条例第十三条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。

- 一 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- 二 一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員
- 三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である日がある非常勤職員

(条例第十四条第二項の人事委員会規則で定める職員等)

第十一条 条例第十四条第二項の人事委員会規則で定める職員は、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第十条第一項の表第十四号の休暇（次項において「育児休暇」という。）を承認されている職員とする。

- 2 条例第十四条第二項の人事委員会規則で定める時間は、育児休暇の承認に係る時間とする。

(条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める職員等)

第十条 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める職員は、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第十条第一項の表第十四号の休暇（次項において「育児休暇」という。）を承認されている職員とする。

- 2 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める時間は、育児休暇の承認に係る時間とする。

(条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める非常勤職員等)

第十二条 条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める非常勤職員は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第十七条第二項に規定する介護時間又は同項の規定により短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則第十三条第二項の表第三号の規定を基準として任命権者が定める特別休暇を承認されている非常勤職員とする。

- 2 条例第十四条第三項の人事委員会規則で定める時間は、前項の介護時間の承認を受けて勤務しない時間及び同項の特別休暇の承認に係る時間とする。

第十三条 (略)

第十一条 (略)

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。